

# 住居確保給付金のしおり

離職等によって住居を喪失又はそのおそれのある方へ  
～住居確保給付金のご案内～

令和6年（2024年）1月

## 住居確保給付金とは

離職等又はやむを得ない休業等により離職や廃業と同程度の状況となり、経済的に困窮し、住宅を喪失している方又は喪失するおそれのある方を対象として、住宅費を支給するとともに、豊中市の地域就労支援事業による支援等を実施し、住宅及び就労機会の確保に向けた支援を行います。（借地代、共益費、管理費等は対象外）

支給額：下記住宅扶助基準に基づく額を上限として、収入に応じて調整された額を支給

1人	2人	3人～5人	6人	7人以上
42,000円	50,000円	55,000円	59,000円	66,000円

支給期間：3か月間（一定の条件により3か月間の延長及び再延長が可能）

支給方法：大家等へ代理納付

※離職等とは、離職や自営業を廃止した状況をいう。

※やむを得ない休業等とは、個人の責に帰すべき理由・都合によらない就業機会が減少した状況をいう。

## 住居確保給付金を受けるには、次のような要件があります

申請時に以下の①～⑧のいずれにも該当（A、Bについてはいずれかに該当）する方が対象となります。

- ① A) 離職等又は、B) やむを得ない休業等により経済的に困窮し、住居喪失者又は住居喪失のおそれがある
- ② A) 申請日において、離職や廃業の日から2年（疾病、負傷、育児その他やむを得ない事由により、引き続き30日以上求職活動を行うことができなかった場合は、その期間を加算する。上限4年）以内である。  
B) やむを得ない休業等により離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある。
- ③ A) 離職前に、主たる生計維持者であった。（離職前には主たる生計維持者ではなかったが、申請時には主たる生計維持者となっている場合も含む）  
B) 申請日の属する月において、主たる生計維持者である。
- ④ 申請日の属する月の、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の収入の合計額が次の表の収入基準額以下である（収入には、公的給付を含む）

世帯人数	基準額		収入基準額（万円）
1人	8.4万円	+ 家賃額(ただし 地域ごとに設定された 基準額が上限)	12.6万円
2人	13万円		18万円
3人	17.2万円		22.7万円
4人	21.4万円		26.9万円
5人	25.5万円		31万円

- ⑤ 申請日において、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融資産の合計額が次の表の金額以下である

世帯人数	1人	2人	3人	4人	5人
金融資産	50.4万円	78万円	100万円	100万円	100万円

※金融資産とは、預貯金、現金、債券、株式、投資信託等をいう。

- ⑥ 誠実かつ熱心に求職活動又は事業再生をめざした活動を行うこと（8ページ「住居確保給付金受給中の義務」参照）
- ⑦ 地方自治体等が実施する類似の給付等を、申請者及び申請者と同一の世帯に属する方が受けていないこと
- ⑧ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のいずれもが暴力団員でないこと

## 住居確保給付金の支給額

### 単身世帯

月収が8.4万円以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額<sup>※</sup>となります。

月収が8.4万円を超え、12.6万円未満の方は次の数式により算定した額となります。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{基準額（84,000円）} + \text{家賃額}^{\ast} - \text{世帯収入額}$$

### 2人世帯

世帯月収が13万円以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額<sup>※</sup>となります。

世帯月収が13万円を超え18万円未満の方は次の数式により算定した額となります。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{基準額（130,000円）} + \text{家賃額}^{\ast} - \text{世帯収入額}$$

### 3人世帯

世帯月収が17.2万円以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額<sup>※</sup>となります。

世帯月収が17.2万円を超え22.7万円未満の方は次の数式により算定した額となります。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{基準額（172,000円）} + \text{家賃額}^{\ast} - \text{世帯収入額}$$

### 4人世帯

世帯月収が21.4万円以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額<sup>※</sup>となります。

世帯月収が21.4万円を超え26.9万円未満の方は次の数式により算定した額となります。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{基準額（214,000円）} + \text{家賃額}^{\ast} - \text{世帯収入額}$$

### 5人世帯

世帯月収が25.5万円以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額<sup>※</sup>となります。

世帯月収が25.5万円を超え31万円未満の方は次の数式により算定した額となります。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{基準額（255,000円）} + \text{家賃額}^{\ast} - \text{世帯収入額}$$

### 6人世帯

世帯月収が29.7万円以下の方は、住居確保給付金支給額は家賃額<sup>※</sup>となります。

世帯月収が29.7万円を超え35.6万円未満の方は次の数式により算定した額となります。

$$\text{住居確保給付金支給額} = \text{基準額（297,000円）} + \text{家賃額}^{\ast} - \text{世帯収入額}$$

- ※ 家賃額は賃貸借契約に記載された実際の家賃額（共益費、駐車場代、光熱水費等除く）
- ※ 支給額は住宅扶助基準に基づく額を上限とします
- ※ 上記計算で支給額がマイナスとなる方は実家賃に対し収入超過で対象外

7人以上の世帯の支給額については、豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターにおたずねください。

## 住居の初期費用および生活費が必要な方は

賃貸住宅への入居には敷金・礼金等のいわゆる「初期費用」が必要となります。「初期費用」への対応が困難な方や、住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、豊中市社会福祉協議会の「生活福祉資金（総合支援資金）」を活用することができます。

- ※ 生活福祉資金（総合支援資金）  
継続的な生活相談・支援（就労支援等）と併せて、生活費及び一時的な資金を貸し付け、生活の立て直しを支援するための貸付です。
  - 1) 住宅入居費：40万円以内
  - 2) 生活支援費：2人以上世帯/月20万円以内（単身/15万円以内）  
原則3か月 最長1年間
  - 3) 一時生活再建費：60万円以内
- ※ 貸付利子：連帯保証人を立てる場合は無利子  
連帯保証人を立てない場合は年1.5%

## 住居確保給付金までの生活費が必要な方は

住宅を喪失している方であって、住居確保給付金を受給するまでの間の生活費が必要な方は、豊中市社会福祉協議会の臨時特例つなぎ資金の貸付を活用することができます。

- ※ 臨時特例つなぎ資金貸付  
公的給付等による支援を受けるまでの間の当面の生活に要する費用の貸付（10万円以内）
- ※ 貸付利子：無利子、連帯保証人不要

## 住居確保給付金の申請をするために必要なもの

- ① 住居確保給付金支給申請書、住居確保給付金申請時確認書  
公共職業安定所等での求職活動を行う申請者の場合は、「住居確保給付金申請時確認書」に、公共職業安定所及び同安定所から付与された求職番号又は地方公共団体が設ける無料職業紹介の窓口の名称などの記載が必要です。
- ② 本人確認書類（次のいずれか。但し、顔写真の無い証明書の場合は2種類必要）  
運転免許証、住民基本台帳カード、旅券、各種福祉手帳、健康保険証、住民票の写し、戸籍謄本、個人番号カード等  
※個人番号カード（マイナンバーカード）の場合、個人番号部分のコピーは不要です。
- ③-1 離職後2年以内であることが確認できる書類の写し  
（離職票、解雇通知書、健康保険資格喪失証明書、受給を終えた雇用保険受給資格者証等がない場合は、離職先が発行した退職したことを証明する書類など、離職者であることが確認できる何らかの書類）
- ③-2 申請日において、やむを得ない休業等により、離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることが確認できる書類の写し（雇用主からの休業を命ずる文書、アルバイト等のシフトが減少したこと及びその理由がわかる文書、請負契約等のアポイントがキャンセルになったことがわかる文書等）
- ④ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方のうち収入がある方について、収入が確認できる書類の写し  
給与明細書、預貯金通帳の名義人を記載した表紙及び収入の振込の記帳ページ、雇用保険の失業給付等を受けている場合は「雇用保険受給資格者証」、年金を受けている場合は「振込通知書」か「年金証書」、その他各種福祉手帳等
- ⑤ 申請者及び申請者と同一の世帯に属する方の金融機関の通帳等の写し  
※豊中市から資産又は収入の状況につき、銀行、信託会社その他の機関もしくは離職した事業主その他関係者に対し報告を求める場合があります。

※ ③-1、③-2については、いずれか一方の書類を提出してください。

## 住居確保給付金の申請から決定まで

### 住宅を喪失している方の場合

至急、豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターへご連絡ください。

#### ◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターに提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居予定住宅に関する状況通知書」の用紙が配付されます。
- 住居確保給付金の支給開始までの生活費が必要な方は、豊中市社会福祉協議会に申請書の写しを提示して、臨時特例つなぎ資金の借入れ申込みを行うことができます。

#### ◆ 入居予定住宅の確保

- 不動産業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して賃貸住宅を探し、住居確保給付金支給決定等を条件に入居可能な賃貸住宅を確保してください。原則として、賃貸住宅を探す範囲は豊中市内です。
- 敷金・礼金などの入居初期費用について、豊中市社会福祉協議会の総合支援資金貸付（住宅入居費）を利用する場合はその旨不動産業者等に伝えてください。
- 入居可能な住宅を確保した場合には、不動産業者等から「入居予定住宅に関する状況通知書」への記載及び交付を受けます。

#### ◆ ハローワーク等での求職申込み

- 公共職業安定所（ハローワーク）又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口にて求職申込みを行ってください。  
（対象；事業再生をめざす者以外の方）

#### ◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居予定住宅に関する状況通知書」を、豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターに提出してください。

#### ◆ 住居確保給付金の審査

- 審査の結果、受給資格ありと判断された場合は、「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、住宅を確保している不動産業者等に住居確保給付金不支給決定により、賃貸借契約を締結できない旨を連絡してください。
- 「住居確保給付金支給対象者証明書」の交付にあわせて、「住居確保報告書」の用紙が配布されます。

## ◆ 総合支援資金貸付（住宅入居費・生活支援費）の申込み

- 敷金、礼金等の初期費用を用意することが困難な方は、豊中市社会福祉協議会に「入居予定住宅に関する状況通知書」の写し及び「住居確保給付金支給対象者証明書」の写しを提出して、総合支援資金貸付（住宅入居費）の借入れ申込みが可能です。
- 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、あわせて豊中市社会福祉協議会に総合支援資金貸付（生活支援費）の借入れ申込みが可能です。

## ◆ 賃貸借契約の締結

- 「入居予定住宅に関する状況通知書」の交付を受けた不動産業者等に対し、「住居確保給付金支給対象者証明書」を提示し、予定していた賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結してください。この際、総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている場合は、その写しも提示してください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている方の場合、本賃貸借契約は、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が不動産業者等へ振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となります。なお、総合支援資金（住宅入居費）を活用せず、初期費用を自分で用意可能な方の場合には、通常契約となると考えられますが、混乱を防ぐため住居確保給付金対象者については全て停止条件付きの契約とするとしている不動産業者等もあると考えられますのでご注意ください。
- 総合支援資金（住宅入居費）の借入れ申込みをしている方は、契約締結後、賃貸借契約書の写しを豊中市社会福祉協議会に提出してください。審査を経て総合支援資金（住宅入居費）が決定され、住宅入居費が不動産業者等に振り込まれます。

## ◆ 入居手続き

- 住宅入居費が不動産業者等に振り込まれたことをもって停止条件付きの賃貸借契約の効力が発生しますので、不動産業者等との間で入居に関する手続きを行ってください。
- すぐに住民票の設定・変更手続きをしてください。

## ◆ 住居確保給付金支給の決定

- 既に「住居確保給付金支給対象者証明書」が交付されていますが、実際に支給を受けるためには、住宅入居後7日以内に、「賃貸住宅に関する賃貸借契約書の写し」及び新住所における「住民票の写し」を添付して、「住居確保報告書」を豊中市くらし再建パーソナルサポートセンターに提出してください。
- 「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、必要に応じて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙又は「住居確保給付金自立に向けた活動計画」、「住居確保給付金自立に向けた活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 住宅を確保している不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は豊中市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 臨時特例つなぎ資金の貸付を受けている方に対しては、償還について豊中市社会福祉協議会の指示を受けることとなります。

- 総合支援資金（生活支援費）の申請をしている方は、「住居確保給付金支給決定通知書」の写しを豊中市社会福祉協議会に提出してください。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

## 住宅を喪失するおそれのある方の場合

### ◆ 住居確保給付金の支給申請

- 必要書類を添えて、申請書を豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターに提出します。
- 申請書の写しの交付にあわせて、「入居住宅に関する状況通知書」の用紙、「求職申込み・雇用施策利用状況確認票」の用紙が配布されます。

### ◆ 入居住宅の貸主との調整

- 不動産業者等に申請書の写しを提示するとともに、「入居住宅に関する状況通知書」への記載・交付を受けてください。

### ◆ ハローワーク等での求職申込み

- 公共職業安定所（ハローワーク）又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口にて求職申込みを行ってください。  
（対象；事業再生をめざす者以外の方）

### ◆ 住居確保給付金の確認書類の提出

- 不動産業者等から記載・発行を受けた「入居住宅に関する状況通知書」に賃貸借契約書の写しを添付し、豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターに提出してください。

### ◆ 住居確保給付金の審査・決定

- 審査の結果、受給資格ありと認められた場合には「住居確保給付金支給決定通知書」が交付され、あわせて、必要に応じて、「常用就職届」、「職業相談確認票」、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」の用紙又は「住居確保給付金自立に向けた活動計画」、「住居確保給付金自立に向けた活動状況報告書」の用紙が配布されます。
- 入居している住宅の不動産業者等に対して「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出してください。
- 住居確保給付金は豊中市から不動産業者等へ直接振り込まれます。
- 受給資格なしと判断された場合、「住居確保給付金不支給通知書」が交付されます。その場合は、入居している住宅の不動産業者等に住居確保給付金不支給決定となった旨連絡してください。

## ◆ 総合支援資金貸付（生活支援費）の申込み

- ・ 住居確保給付金受給中の生活費が必要な方は、豊中市社会福祉協議会に「住居確保給付金支給決定通知書の写し」を提出し、総合支援資金貸付（生活支援費）の申込みが可能です。審査が通ると、貸付決定が通知されます。

## 住居確保給付金受給中の義務

### 1 求職活動を行う方

- ◆ 支給期間中は、公共職業安定所（ハローワーク）又は地方公共団体が設ける公的な無料職業紹介の窓口の利用、豊中市の地域就労支援員（コーディネーター）の助言、その他様々な方法により求職活動を行ってください。
- ◆ 少なくとも毎月2回、「職業相談確認票」を持参し、公共職業安定所（ハローワーク）等の職業相談などを受ける必要があります。「職業相談確認票」に公共職業安定所（ハローワーク）等の担当者から相談日、担当者名、支援内容等について記入を受けます。
- ◆ 毎月4回以上、豊中市くらし再建パーソナルサポートセンターの支援員等による面談等の支援を受ける必要があります。「職業相談確認票」を支援員へ提示して公共職業安定所（ハローワーク）等における職業相談状況を報告するとともに、その他の求職活動の状況を「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」を活用するなどの方法により報告してください。
- ◆ 原則週1回以上、求人先への応募を行うか、求人先の面接を受ける必要があります。これは公共職業安定所（ハローワーク）等における活動に限ったものではないので、求人情報誌や新聞折り込み広告なども活用してください。月4回の支援員との面接等の際に、「住居確保給付金常用就職活動状況報告書」に求人票や求人情報誌の該当部分を添付して、豊中市くらし再建パーソナルサポートセンターに報告してください。

※ これらの活動は申請日以降から継続して実施し、活動を行ったことがわかる書類等は、給付決定後、支援員の面談時に必要になる場合がありますので、破棄せず手元に残しておいてください。

- ◆ くらし再建パーソナルサポートセンターで支援プランが策定された場合は、上記に加え、プランに記載された就労支援（職業訓練や就労準備支援事業等）を受けてください。

## 2 事業再生をめざす方

支給期間中は、商工会議所等の経営相談を受け、豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターの支援員の助言を得て、活動計画に沿った活動をしてください。

- ◆ 経営相談先の助言等のもと、自立に向けた活動計画を作成し、暮らし再建パーソナルサポートセンターに写しを提出するとともに、計画策定後は、毎月1回以上、当該計画に基づく活動を行ってください。
- ◆ 原則月1回以上、商工会議所等の経営相談を受け、「自立に向けた活動状況報告書」に、相談日、担当者名、支援内容等について記載してください。
- ◆ 毎月4回以上、暮らし再建パーソナルサポートセンターの支援員の面接等の支援を受け、自立に向けた活動について「自立に向けた活動状況報告書」を提出してください。

### 受給中に常用就職した場合等は届け出が必要です

- ◆ 申請日において常用就職している場合又は申請日以後常用就職（雇用契約において、期間の定めがない又は6か月以上の雇用が見込まれるもの）した場合は、「常用就職届」を豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターへ提出してください。
- ◆ 提出した月以降、収入額を確認することができる書類を、豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターに毎月提出してください。

### 休業等による収入減少の場合は、収入額の報告が必要です

- ◆ やむを得ない休業等により離職又は廃業の場合と同等程度の状況にある場合は、収入額を確認することができる書類を、豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターに毎月提出してください。

### 一定の要件を満たせば延長・再延長が可能です

- ◆ 住居確保給付金の受給期間が終了する際に一定の要件を満たしていれば、3か月間を2回まで、延長することが可能です。  
（要件）・受給中に誠実かつ熱心に求職活動又は事業再生に関する活動等を行っていたこと  
・世帯の収入と預貯金が一定額以下であること  
住居確保給付金の受給期間の延長又は再延長を希望される場合は、当初の受給期間の最終月になったら、収入と預貯金が分かる書類を準備して、豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターの支援員との面談を行ってください。

## 支給の中断が可能です

- ◆ 住居確保給付金受給中に、疾病又は負傷により、求職活動を行うことが困難となった場合、本人からの申請により支給を中断します。ただし、心身の回復により求職活動を再開できるときは、支給を再開することができます。中断した場合の支給期間は、中断前後の支給期間を合わせて最長 9 か月です。  
※支給再開には手続きが必要となりますので、豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターへご連絡ください。

## 支給額を変更できる場合があります

- ◆ 以下の場合に限り、支給額の変更が可能です。
    - ・ 住居確保給付金支給対象住宅の家賃が変更された場合
    - ・ 収入があることから一部支給を受けていた方であって、受給中に収入が減少し、基準額以下に至った場合
    - ・ 借主の責めによらず転居せざるを得ないとき、又は自立相談支援機関等の指導により同一自治体での転居をした場合
- ※住居確保給付金変更支給申請書を提出する必要がありますので、「家賃が変わった」又は「収入が下がったこと」が証明出来る書類をお持ちのうえ、豊中市暮らし再建パーソナルサポートセンターへお越しください。

## 住居確保給付金を中止する場合があります

- ① 8、9ページ記載の受給中の義務を果たしていない場合は、支給を中止します。
- ② 受給者が常用就職し又は受給者の給与その他業務上の収入を得る機会が増加し、就労により得られた収入（アルバイト等臨時的な収入を除く。）が収入基準額を超えた場合は、その収入が得られた月に支払うべき家賃相当分から支給を中止します。
- ③ 受給者が常用就職等したこと及び就労に伴い得た収入の報告を怠ったときは支給を中止します。
- ④ 住宅を退去した方（家主側からの要請の場合、豊中市の指導による場合を除く。）については、退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止します。
- ⑤ 虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった場合は、直ちに支給を中止します。
- ⑥ 受給者が禁固刑以上の刑に処された場合は直ちに支給を中止します。

- ⑦ 受給者又は受給者と同一の世帯に属する方が暴力団と判明した場合は支給を中止します。
- ⑧ 生活保護費を受給した場合は福祉事務所と調整し支給を中止します。
- ⑨ 支給決定後、受給者が疾病又は負傷のため支給を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は支給を中止します。
- ⑩ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合、原則として支給を中止します。
- ⑪ 上記のほか、受給者が死亡するなど、支給することができない事情が生じたときは、支給を中止します。

※支給を中止する場合には、「住居確保給付金支給中止通知書」を交付します。

## 住居確保給付金の再支給について

- ◆ 住居確保給付金は、原則一人1回の支給です。
- ◆ 離職等により住居確保給付金を受け、その結果常用就職に至ったものの、会社の都合で解雇になった場合や会社が倒産した場合等に、再度支給を受けることができます。  
※あらかじめ雇用期間が決まっていた、更新のないことに合意していた場合は会社都合の解雇には当たりません。
- ◆ やむを得ない休業等により住居確保給付金を受け、給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、再びやむを得ない休業等により経済的に困窮した場合に、再度支給を受けることができます。

## 住居確保給付金を徴収する場合があります

- ◆ 住居確保給付金の支給中に虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合には、既に支給した給付について豊中市が徴収するとともに、以降の住居確保給付金の支給も中止します。

※ その他ご不明な点は、お気軽にお尋ねください。



—申請受付窓口・支給決定後の面談等の支援—

くらし再建パーソナルサポートセンター（くらしかん）



阪急豊中駅から南へ 700m  
阪急バス「北桜塚」または「豊中市役所北」から 100m

〒560-0022 豊中市北桜塚 2-2-1  
生活情報センターくらしかん 2 階  
電話：06-6858-5075

### お問い合わせ先

**【実施主体】** 豊中市（市民協働部くらし支援課）  
豊中市北桜塚 2-2-1（くらしかん内）  
電話：06-6858-5075  
jutakuteate2@city.toyonaka.osaka.jp